

令和4年12月

低入札価格調査制度の改正について

低入札価格調査制度について下記のとおり改正し、令和5年1月1日以降に公告及び指名通知を行う案件から適用します。

記

1. 改正内容

ひたちなか市低入札価格取扱要綱第3条第3項に規定されている市長が定める割合を乗じて得た額の調査基準価格の端数処理方法を明記する。

【要綱第3条第3項抜粋】

前2項の規定にかかわらず、工事の性質上これらの項の規定により難しい場合にあつては、調査基準価格は、工事価格に100分の75から100分の92までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額（100分の75を乗じて得た額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り上げた額、100分の75を超える割合を乗じて得た額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）に、その額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額とする。